

（１）悪質商法撃退用具「うちわ」を作成しました！

大阪市消費者センターに寄せられる相談のうち、高齢者の方からの相談割合は年々増加しており、高齢者が抱く「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安に巧みにつけ込んで、年金・貯蓄などの大切な財産が脅かされるといった事案が依然として後を絶ちません。日中に一人で在宅しがちな高齢者は、訪問販売型の消費生活トラブルにあいやすく、これらに対する防衛手段が必要です。

そこで、当センターでは、訪問販売による被害を防ぐため、悪質商法撃退用具「うちわ」を作成しました。

訪問販売業者が来た際に、面と向かってなかなか断れない高齢者でも、これを玄関先などで相手に見せることにより、「いらない」という意思を示すことができます。

8月以降、当センターで開催の「地域講座」をお申込みいただきますと、講座の中でより具体的に活用方法や訪問販売の撃退方法をご説明して配付します。

30名以上集まれば、無料でどこでも出張します。（※少人数の場合はご相談ください。）地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員協議会、介護サービス事業所、町会等の会合で1時間程度の研修はいかがですか？

[地域講座についてのお問い合わせ](#)は、6614-7522へお願いします。



悪質商法撃退用具「うちわ」（見本）

（２）個人情報削除するという電話にご注意！

国の相談機関を名乗る者から、「流出した妻の個人情報を削除する」という不審な電話があったという相談がありました。「手続きは無料だ」と言うが、とても怪しいので、消費者センターに電話をしたとのことでした。

国や自治体の窓口から、「個人情報を削除する」という連絡をすることはありません。悪質商法の被害にあうきっかけにもなりますので、手短かにきっぱりと断ってください。

被害を防ぐためにも、自宅の電話は常に留守番電話にし、呼び出し音が鳴っても電話に出ないようにしてください。家族や知人には「電話は留守番電話にしている」と伝えておき、必要な用件を吹き込んでもらえば、日常生活に支障は生じません。

◆大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

・ **消費生活相談専用電話：6614-0999**

（大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く）

・ メール相談：大阪市消費者センターホームページから
「[メール相談](#)」にアクセス

・ 面談：大阪市消費者センター（※予約不要）
その他の面談場所（※要予約 6614-0999）
・ 天王寺サービスカウンター
・ 市民相談室（市役所1階）



メインキャラクター／エルちゃん